

おひとりさまの相続（2）

前回のコラムでお伝えしたように、皆様にはぜひ「相続人のための相続」ではなく、「自分のための相続」を考えていただきたいと思っています。

皆様の相続が発生するのは、当然、皆様の亡くなった後ですから、「死んだ後のことはどうでもいい」「大事なのは生きている間のこと」と思われるかもしれませんが、しかし、多かろうが少なかろうが皆様が生きている間に築いた皆様の財産について、死の前後で分断することなく、亡くなった後の財産の処遇についても生きている間のこととリンクさせて一体のものとしてご自身でデザインしてみたいはいかがでしょうか。



まずは、相続人不存在の方の相続について考えてみましょう。つまり、配偶者も子供もなし、両親・祖父母はすでに死亡、兄弟姉妹はもともといないか既に死亡、既に死亡した兄弟姉妹の子供である甥姪はいない…という状況です。この場合、一番近い親族は叔父叔母か、その子供であるいとこになります。

相続をする権利があるのは、民法で定められた法定相続人か、民法で定められた様式に則って作成された有効な遺言において指定された受遺者だけです。法定相続人が誰もいない上述のケースでは、遺言がなければ、いくら仲の良いところが老後の面倒を献身的に見てくれたとしても、遺産を引き継いでもらうことはできません。

遺言を書いておけば、法定相続人に該当しない、いとこや友人・知人にも財産を残すことが可能です。まずは、遺言を書いていない状態で相続人不存在の人が亡くなったときの流れを確認しましょう。

相続人が誰もいない人が亡くなったとき、残った財産は最終的には国庫に帰属することになりますが、勝手に国の名義になる訳ではありません。最終的に国庫に帰属するまでの間に、①利害関係のある申立人と、②相続財産管理人という登場人物が必要になります。

「利害関係のある申立人」とは、相続人が誰もいない状態で亡くなった人が残した財産に関して、何らかの「利害関係」を持っている人です。分かり易く言えば、その人の財産から「お金を返してもらわなければならない人」又は「お金を返さなければならない人」のことです。1人でも相続人がいる人が亡くなった場合には、この利害関係人は、相続人に対して「お金を返してください」と請求したり、「お金を返します」と申し出たりすればよいのですが、相続人不存在の人が亡くなると、利害関係人は請求する相手又は申し出る相手がいないので、その相手を便宜的に作ってもらうように、家庭裁判所に対して「相続財産管理人」という人を選任してもらうよう申立て手続きを行わなければなりません。

家庭裁判所は、「相続財産管理人」となる弁護士を選任します。「相続財産管理人」は、利害関係人との清算を行ったうえで、最終的に残った財産を国庫に帰属させる仕事をします。